

## 国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明

近年、袴田事件、福井女子中学生殺人事件と、相次いで再審無罪判決、また、プレサンス事件、大川原化工機事件などの、無罪判決が出された。これらの事件において、刑事弁護人の果たした役割は非常に大きく、刑事弁護活動の重要性が改めて認識されている。

2025年（令和7年）7月に作成された、「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」の取りまとめ報告書においては、国選弁護に関して、近年では、9割近い被疑者が捜査段階において国選弁護人を選任し、ほぼ全ての事件において24時間以内に国選弁護人が指名されること等、その堅調な利用が確認された。

当会もこれまで、国選弁護が被疑者・被告人の権利擁護のため、憲法上必須の制度であるとの認識の下、当番弁護士制度や取調べ立会いの援助制度、罪に問われた障害者等に対する刑事弁護費用等の援助制度等を創設し、時代の進展に合わせ高度化する刑事弁護活動を、市民が費用負担の心配なく享受できる体制の拡充に注力してきた。

しかし、そもそもこれらの諸措置は、無罪推定の原則が憲法上保障される我が国において、本来全て国費によるべきものである。在り方協議会で取り上げられた多岐に亘る新たな刑事弁護活動を含めて、国費で賄われることを前提に、これを支える確固とした予算措置の議論が必要不可欠である。

そして、かかる議論の中で、現行の国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用が極めて不十分であることの抜本的な解決も図られるべきである。

すなわち、国選弁護事件の平均的な報酬は、捜査・公判段階（裁判員裁判対象事件を除く）共に事務所経営を維持しながら適正な弁護活動を行うために必要な対価としては非常に低額な状態が続いている。ガソリン代、タクシー代、郵便代の価格が上昇し、物価高が生じているが、そのような昨今の物価高すら反映されていない。

当会の実情としても、高知県内における刑事事件の件数は、ここ数年増加傾向にあり、事件の増加に伴い、各弁護士が、国選弁護事件に費やす時間及び労力が急激に増加している。また、留置施設業務が集約化されたことで、事務所から近い警察署の事件を各弁護士が担当することが出来なくなり、遠距離接見の件数が増加したり、示談交渉を行うべき被害者が遠方にいる事件が増加し、負担をさらに大きなものにしていく。このままの状況が続けば、高知県において、国選弁護制度を維持していくことが困難になる。現在の報酬は、国選弁護の負担に見合う報酬体系とは到底いえない。

また、冒頭で述べたような、無罪事件においては、弁護側の科学的鑑定が無

罪主張の柱となってきた。しかし、現行の国選弁護費用体系では、当事者鑑定の費用をはじめ、本来行われるべき多くの弁護活動の費用が賄われず、検察官と比べて極めて不公平なものとなっている。その結果、証拠開示が不十分な中で人質司法に抗し、冤罪防止や更生支援等に鋭意努めるべき国選弁護人の活動が相当制約されている。

そもそも、国選弁護業務のための予算は160億円前後と極めて僅少な額で推移している。膨張を続ける100兆円規模の国家予算に占める割合も年々低下しており、人権保障の経済的基盤の拡充は立ち遅れているという他ない。

よって、当会は、被疑者・被告人の更なる権利擁護と公正な刑事司法制度実現のため、国会、法務省、財務省等に対し、国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める。

2026年（令和8年）2月25日

高知弁護士会

会長 金子 努